

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考																								
2	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節～3節 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節～3節 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定</p> <p>(略)</p>																									
3	<p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)</p> <p>初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。緊急事態区分と原災法等の枠組み等との関係は表1-4-1のとおり。</p> <p>緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断は緊急時活動レベルで行うこととなる。これは、表1-4-2のとおり、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で設定され、原子力事業者防災業務計画に反映される。原子力事業者は、緊急時活動レベルに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。</p>	<p>3 緊急事態における判断基準</p> <p>(略)</p> <p>(1) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)</p> <p>初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するため、緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。緊急事態区分と原災法等の枠組み等との関係は表1-4-1のとおり。</p> <p>緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断は緊急時活動レベルで行うこととなる。これは、表1-4-2のとおり、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で設定され、原子力事業者防災業務計画に反映される。原子力事業者は、緊急時活動レベルに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。</p>																									
	<p>表1-4-1 緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係</p>	<p>表1-4-1 緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係の概要</p>																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>概 要</th> <th>原災法等との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (Alert)</td> <td>公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階</td> <td style="text-align: center;"><u>警戒事象に対応</u></td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階</td> <td style="text-align: center;"><u>特定事象に対応</u> <u>(原災法第10条)</u></td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (General Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階</td> <td style="text-align: center;"><u>原子力緊急事態に対応</u> <u>(原災法第15条)</u></td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	概 要	原災法等との関係	警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	<u>警戒事象に対応</u>	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	<u>特定事象に対応</u> <u>(原災法第10条)</u>	全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階	<u>原子力緊急事態に対応</u> <u>(原災法第15条)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>緊急事態区分</th> <th>概 要</th> <th>原災法等との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態 (Alert)</td> <td>公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階</td> <td style="text-align: center;"><u>警戒事象に対応</u></td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階</td> <td style="text-align: center;"><u>特定事象に対応</u> <u>(原災法第10条)</u></td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態 (General Emergency)</td> <td>公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階</td> <td style="text-align: center;"><u>原子力緊急事態に対応</u> <u>(原災法第15条)</u> <u>(原子力緊急事態宣言)</u></td> </tr> </tbody> </table>	緊急事態区分	概 要	原災法等との関係	警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	<u>警戒事象に対応</u>	施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	<u>特定事象に対応</u> <u>(原災法第10条)</u>	全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階	<u>原子力緊急事態に対応</u> <u>(原災法第15条)</u> <u>(原子力緊急事態宣言)</u>	<p>・記載の適正化</p>
緊急事態区分	概 要	原災法等との関係																									
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	<u>警戒事象に対応</u>																									
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	<u>特定事象に対応</u> <u>(原災法第10条)</u>																									
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階	<u>原子力緊急事態に対応</u> <u>(原災法第15条)</u>																									
緊急事態区分	概 要	原災法等との関係																									
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する段階	<u>警戒事象に対応</u>																									
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する段階	<u>特定事象に対応</u> <u>(原災法第10条)</u>																									
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する段階	<u>原子力緊急事態に対応</u> <u>(原災法第15条)</u> <u>(原子力緊急事態宣言)</u>																									

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考																								
4 10	<p>(2) 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)</p> <p>(略)</p> <p>表 1-4-2</p> <p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)</p>	<p>(2) 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)</p> <p>(略)</p> <p><u>表 1-4-2 (表は別紙1参照)</u></p> <p>第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急防護措置を準備する区域 (UPZ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策指針の反映 記載の適正化 																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 624 342 683">重点区域を含む市町村</th> <th data-bbox="342 624 1021 683">原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 683 342 756">女川町</td> <td data-bbox="342 683 1021 756">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 756 342 831">石巻市</td> <td data-bbox="342 756 1021 831">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 831 342 906">登米市</td> <td data-bbox="342 831 1021 906">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 906 342 1394">東松島市</td> <td data-bbox="342 906 1021 1394"> <p>(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、あおい一、あおい二、あおい三、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼 東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横 関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳 北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二</p> <p>(鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、浜市上、浜市下、中下、新 町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜、野蒜ヶ丘一</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1394 342 1439">涌谷町</td> <td data-bbox="342 1394 1021 1439">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	女川町	(略)	石巻市	(略)	登米市	(略)	東松島市	<p>(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、あおい一、あおい二、あおい三、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼 東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横 関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳 北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二</p> <p>(鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、浜市上、浜市下、中下、新 町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜、野蒜ヶ丘一</p>	涌谷町	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1072 624 1227 683">重点区域を含む市町村</th> <th data-bbox="1227 624 1906 683">原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1072 683 1227 756">女川町</td> <td data-bbox="1227 683 1906 756">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 756 1227 831">石巻市</td> <td data-bbox="1227 756 1906 831">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 831 1227 906">登米市</td> <td data-bbox="1227 831 1906 906">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 906 1227 1394">東松島市</td> <td data-bbox="1227 906 1906 1394"> <p>(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、あおい一、あおい二、あおい三、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼 東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横 関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳 北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二</p> <p>(鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、浜市上、浜市下、中下、新 町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜、<u>里北、里南、月浜</u>、野蒜ヶ丘一</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1072 1394 1227 1439">涌谷町</td> <td data-bbox="1227 1394 1906 1439">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	女川町	(略)	石巻市	(略)	登米市	(略)	東松島市	<p>(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、あおい一、あおい二、あおい三、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼 東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横 関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳 北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二</p> <p>(鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、浜市上、浜市下、中下、新 町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜、<u>里北、里南、月浜</u>、野蒜ヶ丘一</p>	涌谷町	(略)	<ul style="list-style-type: none"> 地理的条件により、UPZを通過しなければ本土に移動できない東松島市宮戸の3地区をUPZに追加
重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																										
女川町	(略)																										
石巻市	(略)																										
登米市	(略)																										
東松島市	<p>(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、あおい一、あおい二、あおい三、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼 東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横 関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳 北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二</p> <p>(鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、浜市上、浜市下、中下、新 町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜、野蒜ヶ丘一</p>																										
涌谷町	(略)																										
重点区域を含む市町村	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域																										
女川町	(略)																										
石巻市	(略)																										
登米市	(略)																										
東松島市	<p>(矢本) 上町一、上町二、上町三、北区官舎、駅前、河戸、四反走、西新町、上河戸一、上河戸二、上河戸三、上河戸四、若葉、下町一、下町二、下町三、下町四、下町五、大溜、東大溜、関の内一、関の内二、関の内三、作田浦、下浦、あおい一、あおい二、あおい三、南浦官舎、立沼、鹿妻一、鹿妻二、道地、二反走、上小松、沢田、前里、小松南、手招、前柳、下小松、谷地、小松台、五味倉、上納、横沼 東、横沼西、横沼一、横沼二、貝殻塚一、貝殻塚二、貝田、筒場、高田、上浜一、上浜二、上浜三、下浜一、下浜二、照井、御下、中東、寺、六槍、八幡、裏、横 関、南一、南二、南三、新川前、南四、南五、南六、南緑、南新一、南新二、柳 北、柳上、柳下、柳西、塩入、表、中、大島、裏一、裏二</p> <p>(鳴瀬) 小野上、小野下、根古、高松、往還上、往還下、平岡、浜市上、浜市下、中下、新 町、亀岡東、亀岡南、大浜、室浜、<u>里北、里南、月浜</u>、野蒜ヶ丘一</p>																										
涌谷町	(略)																										

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考													
14	<table border="1"> <tr> <td>美里町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>南三陸町</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1～6 (略)</p>	美里町	(略)	南三陸町	(略)	<table border="1"> <tr> <td>美里町</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>南三陸町</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>1～6 (略)</p>	美里町	(略)	南三陸町	(略)	<p>・通常、自衛隊の部隊名には英数字を使用しており、英数字で統一。</p> <p>・記載の適正化</p>					
美里町	(略)															
南三陸町	(略)															
美里町	(略)															
南三陸町	(略)															
17	<p>7 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22即応機動連隊</td> <td rowspan="2"> 1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第4航空団</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方総監部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22即応機動連隊	1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。	航空自衛隊 第4航空団	海上自衛隊 横須賀地方総監部		<p>7 自衛隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団司令部 第22即応機動連隊</td> <td rowspan="2"> 1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 </td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊 第4航空団司令部</td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊 横須賀地方総監部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団司令部 第22即応機動連隊	1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。	航空自衛隊 第4航空団司令部	海上自衛隊 横須賀地方総監部	
機 関 名	事 務 又 は 業 務															
陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団 第22即応機動連隊	1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。															
航空自衛隊 第4航空団																
海上自衛隊 横須賀地方総監部																
機 関 名	事 務 又 は 業 務															
陸上自衛隊 東北方面総監部 第6師団司令部 第22即応機動連隊	1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。															
航空自衛隊 第4航空団司令部																
海上自衛隊 横須賀地方総監部																
18	<p>8～11 (略)</p>	<p>8～11 (略)</p>														
19	<p>第7～8節 (略)</p>	<p>第7～8節 (略)</p>														

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
20	<p align="center">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1～4節 (略)</p>	<p align="center">第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1～4節 (略)</p>	
21	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。</p> <p>(2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、<u>地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 県は、避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする)</p>	<p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図るものとする。</p> <p>(2) 県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材<u>について</u>、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。<u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p> <p><u>(4) 県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p>(5) 県は、避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする</p>	<p>・防災基本計画の反映 (p20) (新旧表：p4)</p> <p>・防災基本計画の反映 (p20) (新旧表：p5)</p>
22	<p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 非常通信協議会との連携</p> <p>県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p>	<p>第6節 情報収集・連絡体制等の整備</p> <p>(略)</p> <p>1 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 非常通信協議会との連携</p> <p>県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用<u>等により</u>、応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。<u>また、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</u></p>	<p>・防災基本計画の反映(p23) (新旧表：p6)</p>

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
	<p>(5)、(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通信手段の確保 (1) (略)</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化</p>	<p>(5)、(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 通信手段の確保 (1) (略)</p> <p>(2) 通信手段・経路の多様化</p>	
24	<p>①防災行政無線の確保・活用 県は、国、関係市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の確保・活用を図るものとする。</p>	<p>①防災行政無線等の確保・活用 県は、国、関係市町とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の確保・活用を図るものとする。</p>	<p>・防災基本計画の反映 (p40) (新旧表：p11)</p>
27	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備 1～7 (略)</p> <p>8 応援要請等に基づく受け入れ体制 (1) 広域的な応援協力体制等 ① (略) ②県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備 1～7 (略)</p> <p>8 応援要請等に基づく受け入れ体制 (1) 広域的な応援協力体制等 ① (略) ②県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>9～11 (略)</p>	<p>・記載の適正化</p>
28	<p>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 1 (略) 2 情報伝達手段の整備 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設・装備の整備を図るものとする。</p>	<p>第8節 住民等への的確な情報伝達体制の整備 1 (略) 2 情報伝達手段の整備 県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設・装備の整備を図るものとする。</p>	<p>・防災基本計画の反映 (p40) (新旧表：p11)</p>

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
29	3～5 (略)	3～5 (略)	
31	<p>第9～12節 (略)</p> <p>第13節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定避難所等の整備についての助言</p> <p>(1) 指定避難所等の整備</p> <p>県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。</p> <p>指定避難所等の確保に当っては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い <u>及び男女双方</u>の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p>	<p>第9～12節 (略)</p> <p>第13節 避難受入活動体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 指定避難所等の整備についての助言</p> <p>(1) 指定避難所等の整備</p> <p>県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を、その管理者の同意を得て指定避難所等としてあらかじめ確保するよう助言するものとする。</p> <p>指定避難所等の確保に <u>当た</u>っては、風向等の気象条件により使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。また、国の協力のもと、広域避難に係る都道府県間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。</p> <p>なお、指定避難所等については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い <u>及び男女双方や多様な生活者</u>の視点への配慮並びに衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。</p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう助言するものとする。</u></p>	<p>・記載の適正化</p>
33	<p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>県及び関係市町は、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所等となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p>	<p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 物資の備蓄に係る整備</p> <p>県及び関係市町は、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、<u>マスク、消毒液</u>、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、指定避難所等となる施設において、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。<u>また、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努めるものとする。</u></p>	<p>・記載の適正化</p> <p>・防災基本計画の反映 (p37) (新旧表：p10)</p>
35	<p>3～9 (略)</p> <p>第14節 飲食物の <u>出荷制限、摂取制限等</u></p> <p>1 飲食物の <u>出荷制限、摂取制限</u>に関する体制整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の <u>出荷制限、摂取制限</u>に関する体制を</p>	<p>3～9 (略)</p> <p>第14節 飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限</u></p> <p>1 飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限</u>に関する体制整備</p> <p>県は、国及び関係機関と協議し、飲食物の <u>摂取制限及び出荷制限</u>に関する体制</p>	<p>・防災基本計画の反映(p275) (新旧表：p48)</p>

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
	<p>あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限</u>等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、関係市町に対し、飲食物の<u>出荷制限、摂取制限</u>等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p>第15節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 (略)</p>	<p>をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>等を行った場合の住民への供給体制の確保</p> <p>県は、関係市町に対し、飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u>等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p> <p>第15節 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 (略)</p>	
36	<p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 物資の輸送等に関する環境整備</p> <p>県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>第16節 (略)</p>	<p>2 緊急輸送路の確保体制等の整備 (1)～(7) (略)</p> <p>(8) 物資の輸送等に関する環境整備</p> <p>県は国と連携し、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、<u>燃料貯蔵設備及び非常用通信設備</u>の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>第16節 (略)</p>	<p>・防災基本計画の反映 (p35) (新旧表：p10)</p>
37	<p>第17節 原子力災害医療体制等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 原子力災害時の医療要員派遣体制及び専門医療機関における体制の整備・維持等</p> <p>県は、国や原子力災害医療・総合支援センターと協力し、<u>原子力災害医療チーム派遣体制</u>及び受入れ体制の整備・維持を行うとともに、中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図る体制の整備に努めるものとする。また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>第17節 原子力災害医療体制等の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 原子力災害時の医療要員派遣体制及び専門医療機関における体制の整備・維持等</p> <p>県は、国や原子力災害医療・総合支援センターと協力し、<u>原子力災害医療派遣チームの派遣体制</u>及び受入れ体制の整備・維持を行うとともに、中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図る体制の整備に努めるものとする。また、原子力災害医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>・名称の適正化</p>
38	<p>7 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</p>	<p>7 安定ヨウ素剤の配布及び服用体制の整備</p>	

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
39	<p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域(以下、これらを含む市町を「P A Zを含む市町等」という。)の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z内及びP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適正なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>なお、<u>県と</u>関係市町は、安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者(妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児を含む。))をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。)等の事項を<u>平時</u>から周知するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第18節 物資の調達、供給活動</p> <p>(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくよう努めるものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が<u>平時</u>のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う<u>等</u>の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 県は、国、関係市町と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(3) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに指定避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</p> <p>県は、災害の規模等に鑑み、関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p>	<p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内及びP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域(以下、これらを含む市町を「P A Zを含む市町等」という。)の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z内及びP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、住民等が適正なタイミングで安定ヨウ素剤の服用が行えるよう準備しておくものとする。</p> <p>なお、<u>県及び</u>関係市町は、安定ヨウ素剤について服用の目的や効果とともに服用のタイミングや服用を優先すべき対象者(妊婦、授乳婦及び未成年者(乳幼児を含む。))をいう。以下「服用を優先すべき対象者」という。)等の事項を<u>平常時</u>から周知するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第18節 物資の調達、供給活動</p> <p>(1) 県は、国、関係市町及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害<u>及び外部支援の時期</u>を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や<u>過去の災害等</u>を踏まえ、必要とされる食料、<u>飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋</u>その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく<u>とともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</u>また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が<u>平常時</u>のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行う<u>など</u>の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>(2) 県及び関係市町は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) 県は、国、関係市町と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。</p> <p>(4) 国は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻ひ等により、被災地方公共団体からの要請が滞る場合等に対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに指定避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築するものとされている。</p> <p>県は、災害の規模等に鑑み、関係市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・防災基本計画の反映 (p253) (新旧表：p43)
40	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>第19～25節 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>第19～25節 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の反映 (p41) (新旧表：p11) ・記載の適正化 ・防災基本計画の反映 (p41) (新旧表：p12) ・記載の適正化

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
44	<p align="center">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 警戒事態 (Alert) 等に係る通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者から警戒事象等発生 of 通報を受けた場合</p> <p>①、② (略)</p>	<p align="center">第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>(略)</p> <p>1 警戒事態 (Alert) 等に係る通報連絡</p> <p>(1) 原子力事業者から警戒事象等発生 of 通報を受けた場合</p> <p>①、② (略)</p>	
45	<p>③原子力規制委員会及び内閣府 (原子力防災担当) は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、関係省庁、県、関係市町及び公衆に対し情報提供を行うこととされている。また、P A Zを含む市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備など状況に応じた警戒態勢をとるよう連絡することとされている。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) に係る通報連絡</p> <p>(1) ①～⑤ (略)</p>	<p>③原子力規制委員会及び内閣府 (原子力防災担当) は、警戒事態が発生した場合は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、原子力規制委員会は警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、関係市町及び公衆に対し情報提供を行うこととされている。また、県及び関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、原子力事業所の被害状況に応じて P A Zを含む市町には、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備、住民防護の準備を要請することとされている。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency) に係る通報連絡</p> <p>(1) ①～⑤ (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒事態における要請文の連絡先には UPZ を含む市町も含まれる ・防災基本計画の反映 (p258,259) ・記載の適正化
46	<p>(2) 県のモニタリングステーション等で施設敷地緊急事態に相当する数値を検出した場合</p> <p>①県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により施設敷地緊急事態に相当する放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。</p>	<p>⑥原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市町に連絡することとされている。</p> <p>(2) 県のモニタリングステーション等で施設敷地緊急事態に相当する数値を検出した場合</p> <p>①県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により施設敷地緊急事態に相当する放射線量率を検出した場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者を確認を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災基本計画の反映 (p259) (新旧表 : p44) ・防災基本計画の反映 (p259)

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
	②連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに <u>原子力保安検査官</u> と連携を図りつつ、原子力事業者に原子力発電所の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。	②連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに <u>原子力運転検査官</u> と連携を図りつつ、原子力事業者に原子力発電所の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。	・防災基本計画の反映 (p259) (新旧表：p44)
	3 (1)～(3) (略)	3 (1)～(3) (略)	
47	図3-2-1	図3-2-1 (表は別紙2参照)	・自衛隊の部隊名称の記載の統一
48	4～5 (略)	4～5 (略)	
49	第3節 (略)	第3節 (略)	
53	第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立	第4節 緊急事態応急対策活動体制の確立	
	1 (1) ①～④ (略)	1 (1) ①～④ (略)	
55	図3-4-1	図3-4-1 (表は別紙3参照)	・分掌事務の変更に伴い修正
	(2)～(6) (略)	(2)～(6) (略)	
	2～7 (略)	2～7 (略)	
61	8 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、 <u>原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目的として、必要に応じて、</u> 原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。 県は、 <u>初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、</u> 国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。	8 原子力被災者生活支援チームとの連携 国の原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。 <u>また、原子力被災者生活支援チームは、原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣 (又は原子力利用省庁大臣政務官) 及び必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うこととされている。</u> 県は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。	・防災基本計画の反映(p268) (新旧表：p47) ・防災基本計画の反映(p278) (新旧表：p49)
62	9 (略)	9 (略)	
63	第5節 住民等への的確な情報伝達活動 (略)	第5節 住民等への的確な情報伝達活動 (略)	
	1 (1)～(8) (略)	1 (1)～(8) (略)	

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
64	<p>(9) 適切な情報の提供</p> <p>県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果等の参考情報）、<u>農林畜水産物の放射性物質調査</u>の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を住民等に対して提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うこととする。この際、県が行う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>①事故の概要 ②原子力災害に係る対応状況 ・原子力発電所における対応状況 ・県及び市町村並びに国、防災関係機関の対応状況 ③災害の状況及び今後の予測 ・緊急時モニタリングの結果 ④住民等のとるべき行動及び注意事項 ・交通規制、避難経路及び指定避難所等 ・<u>農林畜水産物の放射性物質調査</u>の結果及び出荷制限等の状況 ⑤その他必要と認める事項</p>	<p>(9) 適切な情報の提供</p> <p>県は、周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況及びモニタリングの結果等の参考情報）、<u>安否情報、医療機関等の情報、飲食物の放射性核種濃度測定</u>の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を住民等に対して提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うこととする。この際、県が行う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>①事故の概要 ②原子力災害に係る対応状況 ・原子力発電所における対応状況 ・県及び市町村並びに国、防災関係機関の対応状況 ③災害の状況及び今後の予測 ・緊急時モニタリングの結果 ④住民等のとるべき行動及び注意事項 ・交通規制、避難経路及び指定避難所等 ・<u>飲食物の放射性核種濃度測定</u>の結果及び出荷制限等の状況 ⑤その他必要と認める事項</p>	<p>・防災基本計画の反映(p275) (新旧表：p49)</p>
65	<p>(10)、(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(10)、(11) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	
67	<p>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 1 (略)</p>	<p>第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 1 (略)</p>	
68	<p>2 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画</p> <p>緊急時モニタリング実施計画は、原子力災害対策指針及び<u>原子力災害対策指針等に基づき策定された緊急時モニタリング計画</u>に基づき、原子力規制委員会が策定するものとされている。原子力規制委員会（原子力緊急事態においては原子力災害対策本部）は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。緊急時モニタリングセンターは、TV会議システム等を通じてこの会議に参画し、改定に協力するとともに、会議の結果について現地事故対策連絡会議（原子力緊急事態においては原子力災害合同対策協議会）において共有するものとする。</p> <p>3 緊急時モニタリング結果の連絡及び共有</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリングの実施結果をとりまと</p>	<p>2 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画</p> <p>緊急時モニタリング実施計画は、原子力災害対策指針に基づき、原子力規制委員会が策定するものとされている。原子力規制委員会（原子力緊急事態<u>宣言発出後</u>においては原子力災害対策本部）は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。緊急時モニタリングセンターは、TV会議システム等を通じてこの会議に参画し、改定に協力するとともに、会議の結果について現地事故対策連絡会議（原子力緊急事態<u>宣言発出後</u>においては原子力災害合同対策協議会）において共有するものとする。</p> <p>3 緊急時モニタリング結果の連絡及び共有</p> <p>緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリングの実施結果をとりまと</p>	<p>・防災基本計画の反映(p264) (新旧表：p46)</p>

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
71	<p>め、測定方法やデータ処理、機器の異常の有無などの妥当性を確認して、<u>緊急時モニタリングセンター内や原子力災害合同対策協議会機能班等と共有するとともに</u>、速やかに原子力規制委員会（原子力緊急事態においては原子力災害対策本部）に送付する。</p> <p>原子力規制委員会（原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングセンターから送付された緊急時モニタリング結果を集約し、解析・評価することとなっており、また、解析・評価した結果を関係機関と共有するとともに、公表することとなっている。</p> <p>県は、原子力規制委員会（原子力災害対策本部）で解析・評価する前の測定結果について、公表又は関係機関に連絡や伝達を行う場合は、速報値であり解析・評価が未了であることを併せて伝えることとする。</p> <p>4、5（略）</p> <p>第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動</p> <p>1（1）①（略）</p> <p>②県は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国の指示又は<u>独自</u>の判断により、P A Z内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難）及び施設敷地緊急事態要避難者以外の避難の実施により健康リスクが高まる者に係る予防的防護措置（屋内退避等）を行うこととし、P A Zを含む市町にその旨を伝達することとする。</p> <p>また、県は国の指示又は<u>独自</u>の判断により、U P Z内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。</p> <p>③全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出及びP A Z内の避難指示が出された場合は、P A Z内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、県はP A Zを含む市町に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合にはP A Zを含む市町と連携し国に要請するものとする。なお、災害の状況に応じて屋内退避や段階的避難の対応を行うこととする。</p> <p>また、県は、国の指示又は<u>独自</u>の判断により原則としてU P Z内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、関係市町にその旨を伝達するとともに、</p>	<p>め、測定方法やデータ処理、機器の異常の有無などの妥当性を確認して、<u>緊急時モニタリングセンター内や原子力災害合同対策協議会機能班等と共有するとともに</u>、速やかに原子力規制委員会（原子力緊急事態<u>宣言発出後</u>においては原子力災害対策本部）に送付する。</p> <p>原子力規制委員会（<u>原子力緊急事態宣言発出後においては</u>原子力災害対策本部）は、緊急時モニタリングセンターから送付された緊急時モニタリング結果を集約し、解析・評価することとなっており、また、解析・評価した結果を関係機関と共有するとともに、公表することとなっている。</p> <p>県は、原子力規制委員会（<u>原子力緊急事態宣言発出後においては</u>原子力災害対策本部）で解析・評価する前の測定結果について、公表又は関係機関に連絡や伝達を行う場合は、速報値であり解析・評価が未了であることを併せて伝えることとする。</p> <p>4、5（略）</p> <p>第7節 屋内退避、避難の受入れ等の防護活動</p> <p>1（1）①（略）</p> <p>②県は、施設敷地緊急事態が発生した場合は、国の指示又は<u>自ら</u>の判断により、P A Z内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、P A Z内の施設敷地緊急事態要避難者に係る予防的防護措置（避難）及び施設敷地緊急事態要避難者以外の避難の実施により健康リスクが高まる者に係る予防的防護措置（屋内退避等）を行うこととし、P A Zを含む市町にその旨を伝達することとする。</p> <p>また、県は国の指示又は<u>自ら</u>の判断により、U P Z内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。</p> <p><u>県は、施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国における要請内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、要請後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県は国とそれぞれ実施する対策について相互に協力するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針</u> ・ <u>避難ルート、避難先の概要</u> ・ <u>移動手段の確保見込み</u> ・ <u>その他必要な事項</u> <p>③全面緊急事態が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言の発出及びP A Z内の避難指示が出された場合は、P A Z内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、県はP A Zを含む市町に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合にはP A Zを含む市町と連携し国に要請するものとする。なお、災害の状況に応じて屋内退避や段階的避難の対応を行うこととする。</p> <p>また、県は、国の指示又は<u>自ら</u>の判断により原則としてU P Z内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、関係市町にその旨を伝達するとともに、</p>	<p>・ 記載の適正化</p> <p>・ 防災基本計画の反映(p264) (新旧表：p46)</p> <p>・ 記載の適正化</p> <p>・ 防災基本計画の反映(p260、262、273) (新旧表:p45、48)</p>

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
	<p>UPZ外の市町村に対して、必要に応じて予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性のある旨について注意喚起を行うものとする。</p> <p>④県は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、緊急時モニタリングの結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質に係る汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する<u>屋内退避又は避難</u>の勧告等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、知事は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p>⑤県及び国は相互に協力し、緊急事態区分の推移に応じて、施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針、PAZ内の避難者の数や避難の方針等を含む全面緊急事態における防護措置の実施方針及びUPZ内の一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む一時移転等の実施方針を作成するものとする。</p> <p>⑥市町村（市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは県）は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、<u>独自</u>の判断で避難指示を行うものとする。</p>	<p>UPZ外の市町村に対して、必要に応じて予防的防護措置（屋内退避）を行う可能性のある旨について注意喚起を行うものとする。</p> <p><u>県は、全面的緊急事態における防護措置を実施するに当たり、国における指示内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県は国とそれぞれ実施する対策について相互に協力するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>PAZ内の避難者の数及び避難の方針</u> ・ <u>UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針</u> ・ <u>避難ルート、避難先の概要</u> ・ <u>移動手段の確保見込み</u> ・ <u>その他必要な事項</u> <p>④県は、放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、緊急時モニタリングの結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質に係る汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する<u>避難・一時移転又は屋内退避</u>の勧告等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請するものとする。</p> <p>なお、知事は、国から指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。</p> <p><u>県は、避難・一時移転を実施するに当たり、国における指示内容の判断のため、次の事項について、事前の状況把握等を行い、国と共有するとともに、指示後においても、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県は国とそれぞれ実施する対策について相互に協力するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>UPZ内の避難・一時移転等の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</u> ・ <u>避難ルート、避難先の概要</u> ・ <u>移動手段の確保見込み</u> ・ <u>その他必要な事項</u> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤市町村（市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは県）は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、<u>自ら</u>の判断で避難指示を行うものとする。</p>	<p>・ 記載の適正化</p>

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
72	<p>⑦県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>⑧県は、避難勧告等が行われた区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、指定避難所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>なお、県は、避難状況の確実な把握のため、指定された指定避難所等以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>⑨県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難や一時移転を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難や一時移転が必要な区域の市町村に対し広域避難所となる施設を示すものとする。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域的避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合は、原子力災害対策本部等に対して要請するものとする。</p> <p>⑩県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、家庭動物に係る対応について呼びかけるものとする。</p> <p>(2) 指定避難所等</p> <p>①、② (略)</p> <p>③県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。<u>また、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>⑥県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町村に協力し、避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</p> <p>⑦県は、避難勧告等が行われた区域を含む市町村に協力し、戸別訪問、指定避難所等における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p>なお、県は、避難状況の確実な把握のため、指定された指定避難所等以外に避難をした場合等には、市町村の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等への周知について協力するものとする。</p> <p>⑧県は、国の協力のもと、市町村の区域を越えて避難や一時移転を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、受入施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。また、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難や一時移転が必要な区域の市町村に対し広域避難所となる施設を示すものとする。なお、県域を越える広域的な避難等を要する事態となり、広域的避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合は、原子力災害対策本部等に対して要請するものとする。</p> <p>⑨県は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、家庭動物に係る対応について呼びかけるものとする。</p> <p>(2) 指定避難所等</p> <p>①、② (略)</p> <p>③県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、<u>し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>④県および市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、<u>防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、避難先における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の</u></p>	<p>・防災基本計画の反映 (p76)</p> <p>・「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイ</p>

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
	<p>④県は、厚生労働省と連携し、指定避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO、ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。なお、県は市町村と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>⑤県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い<u>等男女双方</u>の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑥県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>⑦県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑み、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>⑧県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p>	<p><u>確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を講ずるものとする。</u></p> <p>⑤県は、厚生労働省と連携し、指定避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO、ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、県は市町村と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。なお、県は市町村と連携し、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>⑥県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、指定避難所等の<u>設置・運営</u>における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い<u>等男女双方や多様な生活者</u>の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営管理に努めるものとする。</p> <p><u>⑦県は、避難対象区域を含む市町村と連携し、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p> <p>⑧県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>⑨県は、国及び避難対象区域を含む市町村と連携し、災害の規模等に鑑み、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>⑩県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達が必要がある場合には、必要に応じて国に資機材の調達に関して要請するものとする。</p>	<p>「ドライン」に基づく感染症対策に係る事項の追加</p> <p>・防災基本計画の反映 (p76) (新旧表：p19)</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・防災基本計画の反映 (p76) (新旧表：p19)</p>

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
73	(3) (略)	(3) (略)	
73	<p>(4) 避難退域時検査等の実施</p> <p>県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関等の支援の下、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等(ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。)を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。</p>	<p>(4) 避難退域時検査等の実施</p> <p>県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関等の支援の下、O I Lに基づく防護措置として避難又は一時移転を指示された住民等(ただし、放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民等を除く。)を対象に、避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。</p> <p><u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、避難退域時検査場所における感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。</u></p>	<p>・「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」に基づく感染症対策に係る事項の追加</p>
74	<p>(5) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難対象区域を含む市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>①事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Zを含む市町等の住民に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、原子力規制委員会の判断に基づき、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</p> <p>県及びP A Zを含む市町等は、国の原子力災害対策本部の指示又は<u>独自</u>の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用指示を<u>伝達</u>するものとする。</p> <p>②緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、安定ヨウ素剤の服用指示について、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</p> <p>県及び<u>P A Zを含む</u>市町等は、原子力災害対策本部の指示又は<u>独自</u>の判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用の指示又は指示を<u>伝達</u>するものとする。</p>	<p>(5) 安定ヨウ素剤の服用</p> <p>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難対象区域を含む市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。</p> <p>①事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>安定ヨウ素剤が事前配布されたP A Zを含む市町等の住民に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、原子力規制委員会の判断に基づき、安定ヨウ素剤の服用指示が国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</p> <p>県及びP A Zを含む市町等は、国の原子力災害対策本部の指示又は<u>自らの</u>判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用<u>を</u>指示するものとする。</p> <p>②緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</p> <p>緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、安定ヨウ素剤の服用指示について、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。</p> <p>県及び<u>関係</u>市町等は、原子力災害対策本部の指示又は<u>自らの</u>判断により、住民等に対し、原則として医師及び薬剤師並びに訓練を受けた医療関係者及び地方公共団体職員の関与の下で安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用<u>を</u>指示するものとする。</p>	<p>・防災基本計画の反映 (p274) (新旧表: p48)</p> <p>・防災基本計画の反映 (p274) (新旧表: p48)</p>
74	(6) (略)	(6) (略)	
75	<p>(7) 学校等施設における<u>避難</u>措置</p> <p><u>学校等施設は、生徒等の在学時に原子力災害が発生し、屋内避難又は避難の勧告等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、</u></p>	<p>(7) 学校等施設における<u>防護</u>措置</p> <p><u>P A Zにおいては、警戒事態で生徒等を保護者へ引き渡すものとする。保護者への引き渡しができなかった生徒等は、施設敷地緊急事態で、教職員等引率のも</u></p>	<p>・女川地域の緊急時対応のスライド p26、p62、p106を踏まえて記述を修</p>

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
	<p><u>迅速かつ安全に生徒等を避難又は屋内退避させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市町村に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</u></p>	<p><u>と避難し、避難所で保護者に引き渡すものとする。</u> <u>UPZにおいては、警戒事態で生徒等の帰宅又は保護者への引き渡しを開始するものとする。引き渡しができなかった生徒等は、全面緊急事態で屋内退避させるものとする。</u> <u>学校等施設は、保護者への引き渡しや、屋内退避等の防護措置の実施状況について、随時、関係市町災害対策本部と共有を図るものとする。</u></p>	<p>正 ・記載の適正化</p>
75	(8)～(9) (略)	(8)～(9) (略)	
75	<p>(10) 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>①県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達<u>の必要がある</u>場合には国（物資関係省庁）や国の原子力災害対策本部及び全国知事会等に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p><u>⑥ (新設)</u></p>	<p>(10) 飲食物、生活必需品等の供給</p> <p>①県は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、<u>マスク、消毒液</u>、燃料、毛布等の生活必需品等を<u>効率的に</u>調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③県及び市町村は、<u>備蓄物資の状況等を踏まえ</u>、供給すべき物資が不足し、<u>自ら調達することが困難</u>である場合には国（物資関係省庁）や国の原子力災害対策本部及び全国知事会等に物資の調達を要請するものとする。</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p><u>⑥県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u></p>	<p>・防災基本計画の反映 (p38、p81) (新旧表：p10、20)</p> <p>・防災基本計画の反映 (p82) (新旧表：p20)</p> <p>・防災基本計画の反映 (p84) (新旧表：p21)</p>
75	2 <u>独自</u> の判断による措置 (略)	2 <u>自ら</u> の判断による措置 (略)	
76	(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)	
77	<p>(4) 防護措置の方法等</p> <p>I 屋内退避 (略)</p> <p>① (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(4) 防護措置の方法等</p> <p>I 屋内退避 (略)</p> <p>① (略)</p> <p><u>②新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、県及び関係市町村は、自宅等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう</u></p>	<p>・「新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた感染症の</p>

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
77	<p>②県は、屋内退避中の住民等に対して、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて必要な情報を提供し、関係市町は、防災行政無線等の広報手段を用いて災害の状況を迅速かつ適切に広報して民心の安定に努めるものとする。</p>	<p><u>指示するものとする。</u> <u>また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難するものとする。</u></p> <p>③県は、屋内退避中の住民等に対して、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて必要な情報を提供し、関係市町は、防災行政無線等の広報手段を用いて災害の状況を迅速かつ適切に広報して民心の安定に努めるものとする。</p>	<p>流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」に基づく感染症対策に係る事項の追加</p>
78	II～IV (略)	II～IV (略)	
78	<p>V 避難者の輸送</p> <p>県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。 また、関係市町は、避難を要する住民等を一時集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(5)、(6) (略)</p>	<p>V 避難者の輸送</p> <p>県は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。 また、関係市町は、避難を要する住民等を一時集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するなど、必要な措置を講ずるものとする。 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下においては、県及び関係市町は避難過程における感染拡大を防ぐため、避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施するものとする。</u></p> <p>(5)、(6) (略)</p>	<p>・「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」に基づく感染症対策に係る事項の追加</p>
78	<p>第7節の2 治安の確保及び火災の予防 (略)</p>	<p>第7節の2 治安の確保及び火災の予防 (略)</p>	
79	<p>第7節の3 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飲食物の検査</p> <p>県は、O I Lによる<u>スクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請</u>又は<u>独自</u>の判断により、飲食物の<u>検査</u>を実施する。</p> <p>(3) <u>出荷制限、摂取制限等</u>の措置</p> <p>県は、O I Lや<u>食品衛生法上の基準値</u>を踏まえた国の<u>指示及び要請</u>に基づき、<u>飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な出荷制限、摂取制限等</u>及びこれらの解除を実施するものとする。</p>	<p>第7節の3 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 飲食物の検査</p> <p>県は、O I Lを踏まえた<u>国からの指示や自ら</u>の判断により、飲食物の<u>放射性核種濃度測定</u>を実施する。</p> <p>(3) <u>摂取制限及び出荷制限の措置等</u></p> <p>県は、O I L等を踏まえた国の<u>指示</u>に基づき、必要な<u>摂取制限及び出荷制限並びにこれらの措置の解除</u>を実施するものとする。</p>	<p>・防災基本計画の反映(p293) (新旧表：p51)</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>

頁	現 行 (令和2年1月)	修 正 後	備 考
	(4) (略)	(4) (略)	
79	第8～10節 (略)	第8～10節 (略)	
84	第11節 労働災害時の被ばく医療活動	第11節 労働災害時の被ばく医療活動	
	<p>原子力発電所内で、労働災害が発生した場合（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性がある負傷者が発生した場合及びその他社会的影響を考慮し、県において必要と認められた場合）、関係機関は<u>図3-10-2(2)で示す系統図に従って</u>、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>なお、県は、原子力施設が施設敷地緊急事態に至っている場合は、現地本部医療班において原子力事業者、原子力災害医療機関等と連絡調整を行うこととし、その他の場合は、県庁において原子力事業者、原子力災害医療機関等と連絡調整を行うこととする。</p>	<p>原子力発電所内で、労働災害が発生した場合（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、その可能性がある負傷者が発生した場合及びその他社会的影響を考慮し、県において必要と認められた場合）、関係機関は以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。</p> <p>なお、県は、原子力施設が施設敷地緊急事態に至っている場合は、現地本部医療班において原子力事業者、原子力災害医療機関等と連絡調整を行うこととし、その他の場合は、県庁において原子力事業者、原子力災害医療機関等と連絡調整を行うこととする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体裁調整
	(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	
85	第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	
	<p><u>核燃料物質等の運搬中の事故については、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性を踏まえ、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に防災対策を行うこととされている。</u></p> <p>運搬中に<u>事故</u>が発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うことになる。</p> <p>県は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。</p>	<p>運搬中の核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うことになる。</p> <p>県は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力災害対策指針修正反映 p.78 (6)
	1、2 (略)	1、2 (略)	
86	第13～14節 (略)	第13～14節 (略)	
88	第4章 原子力災害中長期対策 (略)	第4章 原子力災害中長期対策 (略)	